

---

# 国土交通省

---

カーボンニュートラルの実現に向けて、住宅・建築物の省エネ化を推進するため、省エネ性能の高い住宅・建築物の整備や、既存住宅の改修等を総合的に支援する事業を創設。

## 事業概要

○ 省エネ性能の高い住宅・建築物の整備や、既存住宅の改修等を総合的に推進する。

### ① LCCM住宅整備推進事業(新規事業)

ライフサイクル全体を通じたCO2排出量をマイナスにする住宅(LCCM住宅)の整備を支援(補助率1/2)

### ② 地域型住宅グリーン化事業

中小工務店等によるZEH(ゼロ・エネルギー・ハウス)の整備等を支援(補助率1/2)

### ③ 優良木造建築物等整備推進事業(新規事業)

主要構造部に木材を積極的に使用した非住宅建築物・中高層住宅の整備を支援(補助率1/2)

### ④ 長期優良住宅化リフォーム推進事業

既存住宅の長寿命化や省エネ化等に資する性能向上リフォームを支援(補助率1/3)

### ⑤ 住宅エコリフォーム推進事業(新規事業)

既存住宅の省エネ改修を支援(補助率11.5%等)

※地方公共団体と連携した既存住宅・建築物の省エネ改修は、社会資本整備総合交付金等において支援

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、住宅の脱炭素化を推進するため、先導的な脱炭素化住宅であるLCCM住宅の整備に対して支援を行う。

## LCCM住宅について

○ LCCM住宅(使用段階のCO2排出量に加え資材製造や建設段階等のCO2排出量の削減、長寿命化により、ライフサイクル全体(建築から解体・再利用等まで)を通じたCO2排出量をマイナスにする住宅)は、最高レベルの脱炭素化住宅である。

## 事業概要

○ LCCM住宅(戸建住宅に限る)の新築について支援を行う。

### 【補助対象費用・補助率】

- 以下の費用の合計額の1/2
  - 設計費
  - 建設工事等における補助対象工事の掛かり増し費用

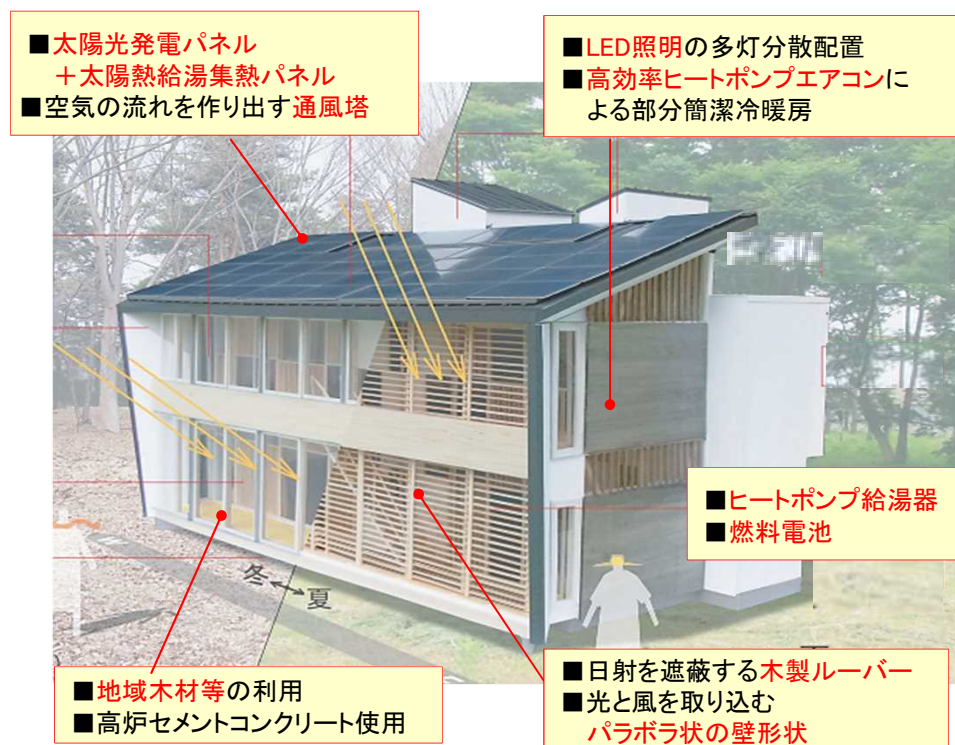
### 【補助要件】

- ZEHの要件を満たすこと
- 再生可能エネルギーを除き、一次エネルギー消費量が現行の省エネ基準値から25%削減されているもの
- ライフサイクル全体のCO2排出量を算定※し、その結果が0以下となること

※建設、居住、修繕・更新・解体の各段階を通じたCO2排出量が、太陽光発電によるCO2削減量を下回ることを、指定のツールを用いて評価

【補助限度額】 140万円/戸

## LCCM住宅の例

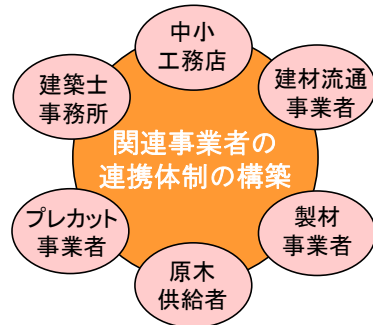


※ライフサイクルカーボンマイナス住宅・研究開発委員会

地域における木造住宅の生産体制を強化し、環境負荷の低減を図るため、資材供給、設計、施工などの連携体制により、地域材を用いて省エネ性能等に優れた木造住宅(ZEH等)の整備等に対して支援を行う。

下線部は令和4年度予算における拡充事項

グループの構築



共通ルールの設定

- ・地域型住宅の規格・仕様
- ・資材の供給・加工・利用
- ・積算、施工方法
- ・維持管理方法
- ・その他、グループの取組

安定的な木材確保

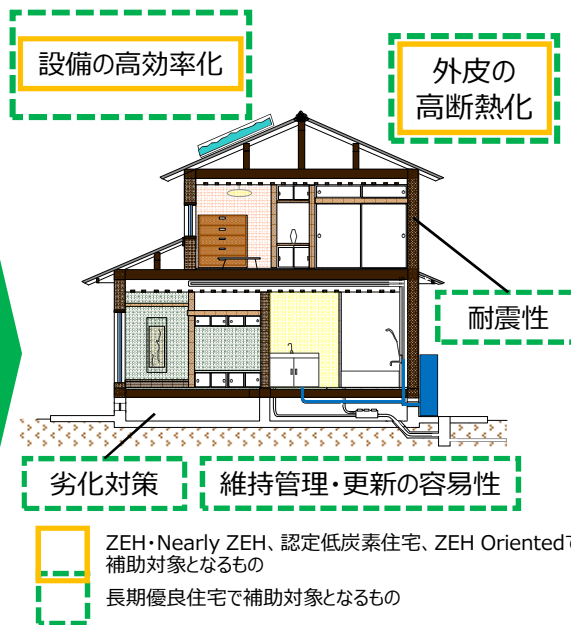
安定的な木材確保に資する先導的な取組の検討等を行うとする事業者に対する支援  
(令和3年度補正予算における拡充事項)

【補助対象、補助率、補助限度額】

- ・体制整備等に係る費用 定額 **1000万円**
- ・システム開発に係る費用 1/2 **1000万円**

地域型住宅の整備

補助対象(住宅)のイメージ



【補助対象、補助限度額】

※ 土砂災害特別警戒区域は補助対象外

※ 長期優良住宅及び認定低炭素住宅についての新たな認定基準が施行されるまでの間は、当該住宅に関する令和3年度の補助要件、補助対象限度額を引き続き適用可能とする

ZEH・Nearly ZEH

140万円/戸 (125万円/戸)<sup>注</sup>

※ 長期優良住宅とする場合、10万円/戸 補助限度額を引き上げ

※ Nearly ZEHは寒冷地、低日射地域、多雪地域に限る

長期優良住宅

140万円/戸 (125万円/戸)<sup>注</sup>

認定低炭素住宅

125万円/戸 (110万円/戸)<sup>注</sup>

ZEH Oriented

125万円/戸 (110万円/戸)<sup>注</sup>

※ ZEH Orientedは都市部狭小地及び多雪地域により太陽光発電装置の設置ができない場合に限る

注 括弧内の補助限度額は4戸以上の施工経験を有する事業者の場合

【加算措置】

※複数の加算措置に対応する場合は、上限を60万円/戸とする

① 地域材等加算

- ・主要構造材(柱・梁・桁・土台)の過半に地域材を使用する場合、**20万円/戸**を限度に補助額を加算
- ・地域の伝統的な建築技術の継承に資する住宅とする場合、**20万円/戸**を限度に補助額を加算

② 三世帯同居/若者・子育て世帯加算(以下のいずれか)

- ・玄関・キッチン・浴室又はトイレのうちいずれか2つ以上を複数箇所設置する場合、**30万円/戸**を限度に補助額を加算
- ・40歳未満の世帯又は18歳未満の子を有する世帯の場合、**30万円/戸**を限度に補助額を加算

③ バリアフリー加算

- ・バリアフリー対策を講じる場合、**30万円/戸**を限度に補助額を加算

カーボンニュートラルの実現に向け、炭素貯蔵効果が期待できる木造の中高層住宅・非住宅建築物について、優良なプロジェクトに対して支援を行う。

## 事業概要

### 【補助要件】

次の①～⑤を満たすもの

①主要構造部に木材を一定以上使用する木造の建築物等  
(木造と他の構造との併用を含む)

②耐火構造又は準耐火構造とすることが求められるもの

③不特定の者の利用又は特定多数の者の利用に供するもの

〔劇場、病院、ホテル、共同住宅、学校、児童福祉施設、美術館、百貨店、商業施設、展示場、事務所等〕

④多数の利用者等に対する木造建築物等の普及啓発に関する取組がなされるもの

⑤省エネ基準に適合するもの（公的主体が事業者の場合は、ZEH・ZEBの要件を満たすもの）

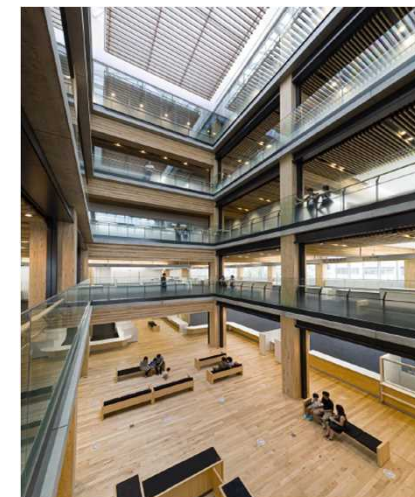
【補助事業者】民間事業者等

### 【補助対象費用】

- ・調査設計計画費のうち木造化に係る費用
- ・建設工事費のうち木造化による掛かり増し費用相当額

【補助率・上限額】1/2（上限300百万円）

### ＜補助対象となる建築物イメージ＞



中層の木造の建築物（事務所）のイメージ

良質な住宅ストックの形成や、子育てしやすい生活環境の整備等を図るため、既存住宅の長寿命化や省エネ化等に資する性能向上リフォームや子育て世帯向け改修等に対して支援を行う。

下線部は令和4年度予算における見直し事項

## 事業概要

### 【対象事業】

以下の①、②を満たすリフォーム工事

- ① インспекションを実施し、維持保全計画・履歴を作成すること
- ② 工事後に耐震性と劣化対策、省エネルギー性が確保されること

【補助率】 1/3

【限度額】 100万円/戸

- 長期優良住宅(増改築)認定を取得する場合 200万円/戸
- 以下のいずれかの場合、上記の限度額に、50万円/戸を加算
  - ・三世代同居改修工事を併せて行う場合
  - ・若者・子育て世帯が工事を実施する場合
  - ・既存住宅を購入し工事を実施する場合
  - ・一次エネルギー消費量を省エネ基準比▲20%とする場合

※ 従来の高度省エネルギー型(250万円/戸)は廃止

見直し

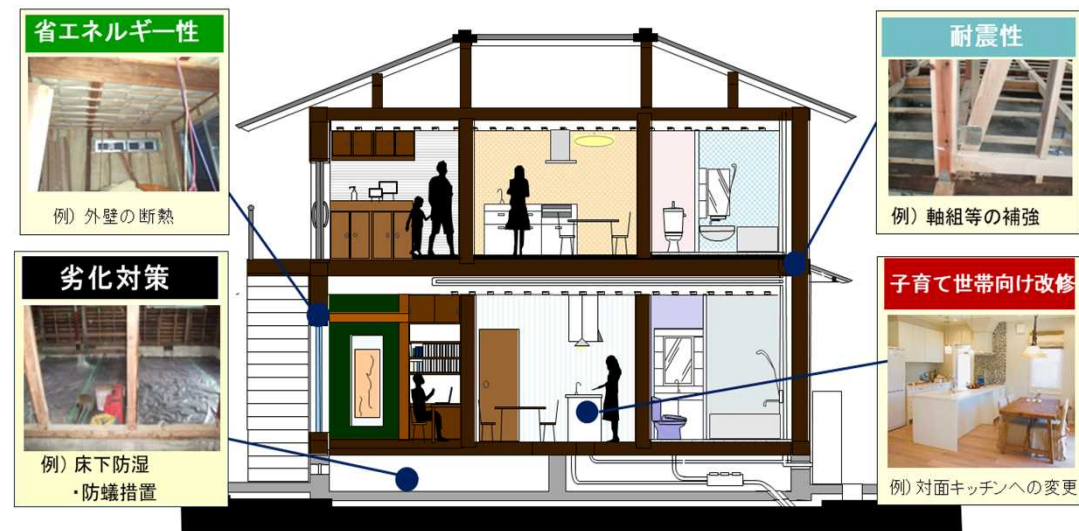
○インспекションの実施      ○維持保全計画・履歴の作成

○性能向上等

・耐震性	・劣化対策	・省エネルギー性
・維持管理・更新の容易性	・バリアフリー性	・可変性

○子育て世帯向け改修      ○三世代同居改修

○防災性・レジリエンス性向上改修



# 住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業

新規

令和4年度当初予算：  
住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業(200億円)の内数、  
社会資本整備総合交付金等の内数

## ⑤ 住宅エコリフォーム推進事業(補助金)、住宅・建築物省エネ改修推進事業(交付金)

カーボンニュートラルの実現に向け、住宅・建築物ストックの省エネ化を推進するため、地方公共団体の取組と連携して既存の住宅・建築物の省エネ改修を効果的に促進するとともに、民間の取組を促すため、住宅について高い省エネ性能への改修を行う場合は、期限を区切って国が直接支援を行うことを可能とする。

### 住宅(交付金及び補助金(直接補助))

#### 省エネ診断

民間実施：国と地方で2/3(直接補助の場合は国1/3)  
公共実施：国1/2

#### 省エネ設計等

民間実施：国と地方で2/3(直接補助の場合は国1/3)  
公共実施：国1/2

#### 省エネ改修(建替えを含む)

##### ■ 対象となる工事

開口部、躯体等の断熱化工事、設備の効率化に係る工事  
※設備の効率化に係る工事については、開口部・躯体等の断熱化工事と同額以下。  
※改修後に耐震性が確保されることが必要(計画的な耐震化を行うものを含む)。

##### ■ 交付率、補助率

民間実施：国と地方で、マンション1/3、その他23%  
(直接補助の場合は、国がマンション1/6、その他11.5%)  
公共実施：国11.5%

##### ■ 補助限度額(国の補助額(交付率11.5%の場合))

建物の種類	省エネ基準適合レベル	ZEHLレベル
戸建住宅	383,300円/戸	512,700円/戸
共同住宅	1,900円/m <sup>2</sup>	2,500円/m <sup>2</sup>

##### ■ その他

国による直接補助は、令和6年度末までに着手したものであって、改修による省エネ性能がZEHLレベルとなるものに限定する。

※耐震改修と併せて実施する場合は、住宅・建築物安全ストック形成事業等において実施

### 建築物(交付金)

#### 省エネ診断

民間実施：国と地方で2/3  
公共実施：国1/3

#### 省エネ設計等

民間実施：国と地方で2/3  
公共実施：国1/3

#### 省エネ改修(建替えを含む)

##### ■ 対象となる工事

開口部、躯体等の断熱化工事、設備の効率化に係る工事  
※設備の効率化に係る工事については、開口部・躯体等の工事と併せて実施するものに限る。  
※改修後に耐震性が確保されることが必要(計画的な耐震化を行うものを含む)  
※省エネ基準適合義務の施行後に新築された建築物又はその部分は、ZEBレベルへの改修のみ対象。

##### ■ 交付率

民間実施：国と地方の合計で23%、公共実施：国11.5%

##### ■ 補助限度額(国の補助額(交付率11.5%の場合))

省エネ基準適合レベル	ZEBレベル
2,800円/m <sup>2</sup>	4,800円/m <sup>2</sup>

#### 【既存住宅の省エネ改修のイメージ】

LED照明



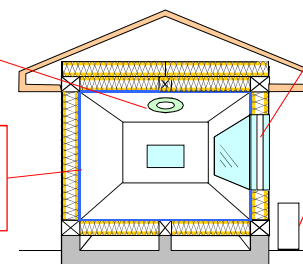
断熱材挿入



二重サッシ  
複層ガラス



高効率  
給湯器



# サービス付き高齢者向け住宅整備事業の概要

令和4年度予算案:スマートウェルネス住宅等推進事業211.6億円の内数

省エネ対策等の観点から、サービス付き高齢者向け住宅の整備費に対する支援を見直し・拡充する。

## 要件

- 高齢者住まい法に基づくサ高住として10年以上登録すること
- 入居者の家賃の額が、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないように定められていること
- 入居者からの家賃等の徴収方法が前払いによるものに限定されていないこと
- 市町村のまちづくり方針と整合していること
- 運営情報の提供を行うこと
- 入居者が、任意の事業者による介護サービスを利用できること
- 新築のサ高住の立地が、土砂災害特別警戒区域及び浸水被害防止区域に原則該当しないこと
- 新築及び改修のサ高住では、地方公共団体からサ高住に対して応急仮設住宅又は福祉避難所としての利用について要請があったときは、協定締結等の協議に応じること。また、発災時には、運営上支障がある等の特段の事情がある場合を除き、地方公共団体と協議の上、要配慮者(原則としてサ高住入居資格を有する者)を受け入れること
- 家賃の限度額は、所在市区町村に応じて設定した額(11.2~24.0万円/月)とすること。
- 新築のサ高住は原則として省エネ基準に適合すること
- 市町村地域防災計画に位置づけられたサ高住について、避難計画を作成し、避難訓練を実施すること 等

## 予算のポイント

### 災害リスクへの対応の強化

- 浸水被害防止区域における新築は原則対象外
- 市町村地域防災計画に位置づけられたサ高住について、避難計画を作成し、避難訓練を実施することを要件化
- 既設のサ高住における止水板設置等の整備を補助対象に追加

### バリアフリー対応の強化

- 車椅子使用者に必要な空間を確保した便所や浴室等を設ける場合の補助限度額を引き上げ

### 省エネ・再エネ対策の強化

- 新築は原則として省エネ基準適合を要件化
- ZEH相当水準で新築する場合の補助限度額・補助率を引き上げ
- 住戸部に対する省エネ改修工事を補助対象に追加
- 再エネ等設備の整備に対する補助枠を新設

### 孤独・孤立対策の強化

- 既設のサ高住における交流スペースの整備を補助対象に追加

## 補助内容の概要

住宅		補助率	補助対象・限度額(※1)
新築	床面積30㎡以上 (かつ一定の設備完備)	1/10 (※4)	135万円/戸(※2, 3)
	床面積25㎡以上		120万円/戸(※3)
	床面積25㎡未満		70万円/戸(※3)
改修		1/3	195万円/戸(※5, 6)
既設改修		1/3	(※7)

- ※1 事業目的の達成のために必要な範囲を逸脱する華美又は過大な設備は補助対象外。
- ※2 住棟の全住戸数の2割を上限に適用し、住棟の全住戸数の2割を超える住戸の限度額は120万円/戸。ただし、入居世帯を夫婦等に限定する場合、上限に関わらず当該住戸の補助限度額は135万円/戸。
- ※3 ZEH相当水準の整備を実施する場合は限度額を1.2倍とし、車椅子使用者に必要な空間を確保した便所や浴室等を設ける場合は10万円/戸を上乗せする。
- ※4 ZEH相当水準の整備を実施する場合は3/26とする。
- ※5 改修は、共用部分及びバリアフリー化に係る工事、用途変更に伴い建築基準法等の法令に適合させるために必要となる構造・設備の改良に係る工事(高齢者住まい法上必要となる住宅設備の設置等)、省エネ性能の向上のための構造・設備の改良に係る費用、エレベーターの設置に係る費用、再生可能エネルギー等設備の設置に係る費用、調査設計計画に係る費用(既存ストック型サービス付き高齢者向け住宅に限る)に限る。
- ※6 限度額195万円/戸の適用と、調査設計計画費の補助対象への追加は、①階段室型の共同住宅を活用し、新たに共用廊下を設置する、②戸建住宅や事務所等を活用し、用途変更に伴い建築基準法等の法令適合のための工事が新たに必要となる、③車椅子使用者に必要な空間を確保した便所や浴室等を設ける、④省エネ性能の向上のための構造・設備の改良を行うのいずれかの改修の場合のみ。その他の改修の場合は、新築と同じ限度額と補助対象が適用。
- ※7 既設改修は、IoT技術を導入して非接触での生活相談サービス等の提供を可能とする改修に係る費用(限度額10万円/戸)、車椅子使用者に必要な空間を確保した便所や浴室等の改修に係る費用(限度額150万円/戸)、止水板設置等の整備に係る費用(35万円/棟)、省エネ性能の向上のための構造・設備の改修に係る費用(35万円/戸)、再生可能エネルギー等設備の設置に係る費用に限る。

## 高齢者生活支援施設

	補助率	限度額
改修・既設改修(※1)	1/3	1,000万円/施設
新築(※2)	1/10	

- ※2 介護関連※1 既設改修の場合において、地域交流施設等の整備を補助対象に追加する。

施設等の整備は補助対象外。

## 再エネ等設備(※)

	補助率	限度額
太陽光パネル・蓄電池	1/10	合わせて4万円/戸
太陽熱温水器		2万円/戸

※ 以下の要件を満たす場合を補助対象とする。

- ・全量自家消費であること
- ・災害後の停電時に電源が確保できる仕様であること
- ・やむを得ない場合を除き、災害時に地域住民へ電源を提供すること



# こどもみらい住宅支援事業の概要

## 1 制度の目的

子育て支援及び2050年カーボンニュートラルの実現の観点から、**子育て世帯や若者夫婦世帯※による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や住宅の省エネ改修等**に対して補助することにより、子育て世帯や若者夫婦世帯の住宅取得に伴う負担軽減を図るとともに、省エネ性能を有する住宅ストックの形成を図る。  
※子育て世帯：18歳未満の子を有する世帯、若者夫婦世帯：夫婦のいずれかが39歳以下の世帯（年齢はいずれも令和3年4月1日時点）

## 2 補助対象

高い省エネ性能を有する住宅の新築、一定のリフォームが対象（事業者が申請）

※補正予算案閣議決定日（令和3年11月26日）以降に契約を締結し、事業者登録（令和4年1月11日受付開始）後に着工したものに限る。

### 子育て世帯・若者夫婦世帯による住宅の新築

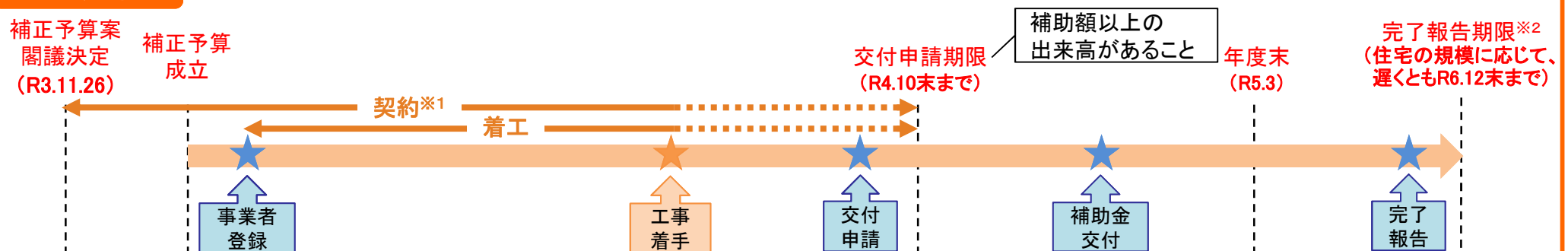
対象住宅※	補助額
①ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready、ZEH Oriented （強化外皮基準かつ再エネを除く一次エネルギー消費量▲20%に適合するもの）	100万円／戸
②高い省エネ性能等を有する住宅 （認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅）	80万円／戸
③省エネ基準に適合する住宅 （断熱等級4かつ一次エネ等級4を満たす住宅）	60万円／戸

※対象となる住宅の延べ面積は、50㎡以上とする。  
※土砂災害特別警戒区域における住宅は原則除外とする。

### 住宅のリフォーム

対象工事	補助額
①（必須）住宅の省エネ改修	リフォーム工事内容に応じて定める額 上限30万円／戸※
②（任意）住宅の子育て対応改修、耐震改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等	※子育て世帯・若者夫婦世帯は、上限45万円／戸（既存住宅購入を伴う場合は60万円／戸） ※安心R住宅の購入を伴う場合は、上限45万円／戸

## 3 手続き



※1 注文：工事請負契約、分譲：売買契約 ※2 完了報告期限までに省エネ住宅の新築工事全体が完了していない場合は、補助金返還の対象

# 脱炭素社会型公的賃貸住宅改修モデル事業

カーボンニュートラルの実現に向けて、公的主体の率先した取組を推進するため、公的賃貸住宅の既存ストックについて、先導的な省エネ改修や再エネ設備導入を行う取組に対して支援を行う。

## 事業概要

### ■ 対象事業

- 公的賃貸住宅(公営住宅、改良住宅等、UR賃貸住宅又は公社住宅)の既存ストックにおいて、ストック改善事業の実施と併せて、省エネ改修や再エネ設備導入を行う先導的な取組に対して支援を行う。
- 案件の採択にあたっては、学識経験者等からなる審査委員会により、有効性や新規性・汎用性の観点から評価を行うものとする。

### ■ 事業主体

- 地方公共団体(公営住宅・改良住宅)
- 都市再生機構(UR賃貸住宅)
- 地方住宅供給公社(公社住宅)

### ■ 補助対象

省エネ改修・再生可能エネルギー設備工事費(調査設計費を含む。)、省エネ等効果検証費

### ■ 補助率

- 公営住宅、改良住宅等 : 国2/3、地方1/3
- UR賃貸住宅 : 国2/3、UR1/3
- 公社住宅 : 国1/3、地方1/3、公社1/3

### ■ 限度額

併せて実施するストック改善事業の事業費を超えない額とする。

### ■ その他

工事実施後、概ね20年以上管理する予定であること。

### ■ 事業期間 令和4年度～令和8年度(5年間)

## ストック改善事業

(公営住宅等ストック総合改善事業等)  
補助率: 国1/2(地方1/2)

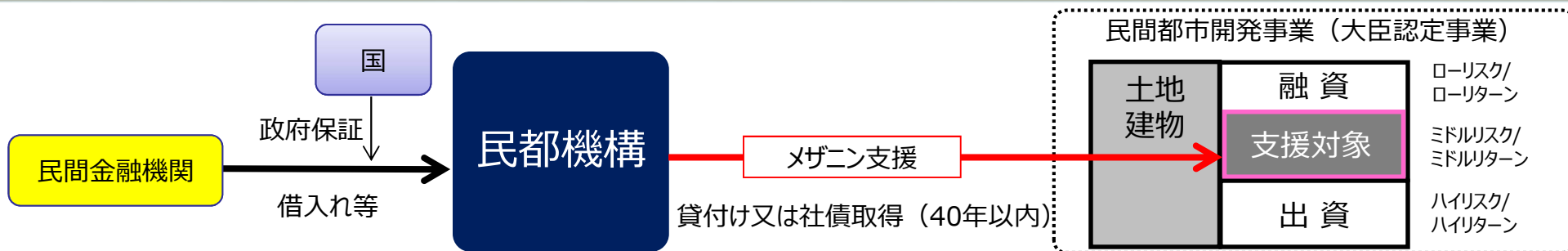


## 地域の創意工夫を活かした 省エネ再エネ改修の取り組み

(脱炭素社会型公的賃貸住宅改修モデル事業)  
補助率: 国2/3(地方1/3)等

# メザニン支援事業

- 優良な民間都市開発プロジェクトについて、特に調達が困難なミドルリスク資金等の供給の円滑化を図るため、安定的な金利で長期に資金調達ができる仕組みを平成23年度に創設。
- 民都機構が政府保証で資金を調達し、民間事業者に対して貸付又は社債取得により支援。



## 制度利用のための主な要件

### <対象事業者>

- ・民間事業者

### <対象区域>

- ・都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）
- ・都市再生整備計画の区域

### <対象事業>

- ・国土交通大臣の認定を受けた事業であること
- ・広場、緑地等の公共施設整備を伴うこと
- ・事業用地が原則1ヘクタール以上であること
  - ※ 都市再生整備計画の区域では、原則0.2ha（三大都市圏の既成市街地等では0.5ha）以上であること
- ・都市利便施設（駐車場、防災備蓄倉庫等）の整備を伴うこと
- ・環境に配慮した建築物であること（CASBEE Aクラス以上等）
  - ※ 都市再生整備計画の区域では、必須要件でない。
  - ※ 期間20年超の支援については、BELSを取得のうえ、第三者委員会において環境性能が良好と認められた民間都市開発事業が対象となる。
- ・省エネ基準に適合していること。

### <支援限度額>

- ・次のうち、いずれか少ない額
  - ① 総事業費の50%
  - ② 公共施設等※1の整備費  
(特定都市再生緊急整備地域内は、公共施設等 + 整備計画に記載された国際競争力強化施設※2の整備費)

※1：公共施設のほか、都市利便施設（駐車場、防災備蓄倉庫等）、建築利便施設（エレベーター、共用通路等）及び情報化基盤設備※（センサー、ビーコン等、先端的な技術を活用した設備）の整備費用を対象とする。

※2：外国語対応の医療・教育・保育施設、国際会議場施設、研究開発促進施設（新規事業創出促進施設）（床面積1,000㎡以上の施設）を含む。

## 具体例

### 環状第二号線新橋・虎ノ門地区第二種市街地再開発事業 Ⅲ街区建築物等整備事業（東京都港区）



- 支援内容
  - (1) 支援先 K2合同会社
  - (2) 支援額 100億円
- 事業内容
  - (1) 規模  
地上52階建、  
事業区域面積  
17,000㎡、  
延床面積244,360㎡
  - (2) 用途  
事務所、店舗、  
カンファレンス、住宅、  
ホテル、駐車場
  - (3) 工期  
2011年4月  
～ 2014年5月

## 実績

2011年度～2021年度  
支援件数 10件 支援総額 1,116億円

# まちづくりファンド支援事業（老朽ストック活用リノベーション等推進型）

## 課題・背景等

新型コロナ危機を契機とした従来の働き方・暮らし方の見直しに伴い、多様な働き方を支えるテレワーク拠点や都市にゆとりをもたらす緑地・広場といったグリーン・オープンスペース等の必要性については、有識者ヒアリングにおいても数多く意見が寄せられている。そのような「新たな日常」に対応するまちづくりに不可欠な都市機能を早急かつ効率的に充実させるため、全国的に増加し、その有効活用が求められる老朽ストックを活用しテレワーク拠点等を整備する民間まちづくり事業を機動的に支援する。※R2補正（3次）で創設

## 事業内容・執行状況

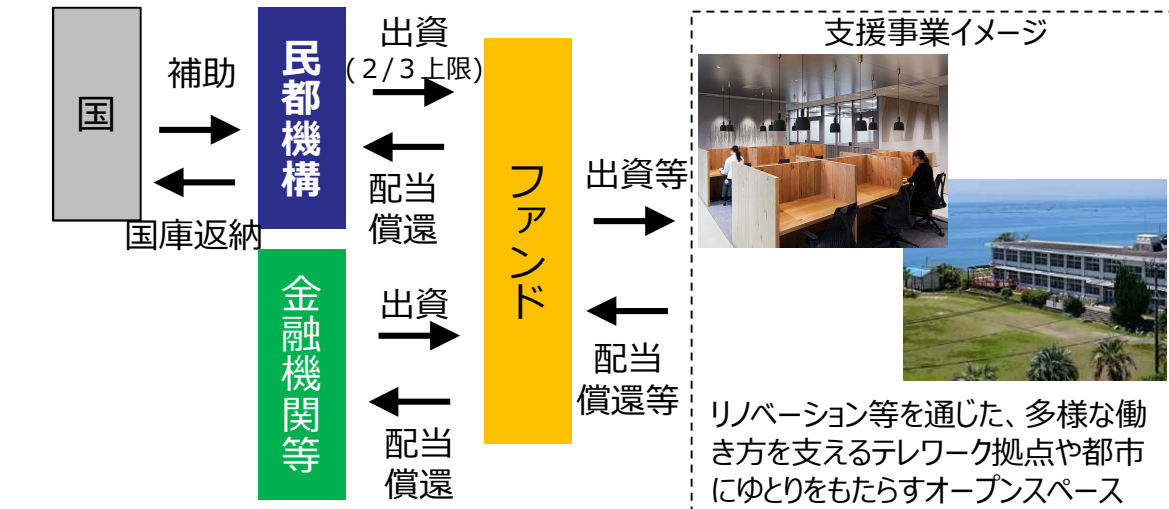
### 【支援概要】

老朽ストックのリノベーション等を通じた、多様な働き方を支えるテレワーク拠点や都市にゆとりをもたらすオープンスペース等の整備に対して出資等により支援。

### 【効果】

ポストコロナに向けた民需主導の好循環の実現のため、テレワーク拠点等の「新たな日常」に不可欠な都市機能の整備を早急かつ効率的に進めることにより、職住が近接・一体となった柔軟な働き方と暮らしやすさに対応したまちづくりを速やかに推進する。

### 「スキーム等」



- 支援手法**      出資、社債取得
- 支援対象**      民間事業者
- 支援要件**      ・10年以内に返済が見込まれる、以下の①または②を満たす事業  
 ①築20年以上の建築物を活用したリノベーション等を通じ、テレワーク拠点等の整備、又はグリーン・オープンスペース等の整備を伴う事業  
 ②築20年以上または建築物省エネ法に基づく省エネ基準を満たしていない建築物を活用したリノベーション等を通じ、創エネ・蓄エネ・省エネ性能の向上を行う事業【R4制度拡充内容】
- 支援限度額**      総事業費の2 / 3
- その他**              ファンドからの償還等から、民都機構が要した費用を除いて国庫返納を想定

# 地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車の普及促進 国土交通省の補助事業「地域交通グリーン化事業」

令和4年度予算案額 392百万円

政府は省エネルギー、温室効果ガス(CO<sub>2</sub>)排出削減等政府方針実現のため、次世代自動車の普及を促進

## 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（令和3年6月18日成長戦略会議決定）

新車販売の電動化目標を設定 → 商用車は、小型新車で2030年電動車20～30%、2040年電動車・脱炭素燃料車100%。  
大型車は技術実証・水素普及等を踏まえ、2030年までに2040年目標を設定。

## 地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）

運輸部門におけるエネルギー起源CO<sub>2</sub>削減 → 2030年度に2013年度比約35%減。

## 交通政策基本計画（令和3年5月28日閣議決定）

災害や疫病、事故など異常時にこそ、安全・安心が徹底的に確保された、持続可能でグリーンな交通の実現 →  
温室効果ガス排出削減、再生可能エネルギーや水素の利活用に向けた取組を加速させ、運輸部門における抜本的な脱炭素化を推進する。

- ・ 地域交通のグリーン化のため、事業用として使用する次世代自動車及び充電設備（充電設置工事費を含む）の導入支援を実施。車両価格低減及び普及率向上の実現により、段階的に補助額を低減。
- ・ 電気自動車及びハイブリッド自動車等は、災害時等において電力供給による支援が可能。

## 地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車普及促進事業

	【第Ⅰ段階】	【第Ⅱ段階】	【第Ⅲ段階】
概要	市場に導入された初期段階で、価格高騰期にあり、積極的な支援が必要	車種ラインナップが充実し競争が生まれ、通常車両との価格差が低減	通常車両との価格差がさらに低減し、本格的普及の初期段階に到達
補助上限	車両・充電設備等価格の1/3	車両・充電設備等価格の1/4～1/5	通常車両との差額の1/3
対象車両	燃料電池タクシー、電気バス、プラグインハイブリッドバス、超小型モビリティ 	電気タクシー、電気トラック(バン)、プラグインハイブリッドタクシー 	ハイブリッドバス、天然ガスバス、ハイブリッドトラック、天然ガストラック 

地域の計画と連携した取組みを支援するとともに、段階的に次世代自動車の本格的普及を実現

- 製品のラインナップが揃い、普及段階にある事業用の電動車(HV、EV、FCV)について普及段階と車両価格に応じ、購入補助を行うことにより導入を集中的に支援する。

・運輸部門の運輸部門のCO2排出量の9割を占める自動車の中でも、走行距離が長く1台当たりの排出量が多いバス、トラック、タクシーの事業用自動車について、電動化を推進することが重要。

	市場導入の初期段階で 価格が高く積極的な支援が必要な車種	車種ラインナップが充実し 通常車両との価格差が低減している車種	通常車両との価格差がさらに低減し 本格的普及の初期段階にある車種
対象 車種	EVバス (路線)                      EVバス (小型)                      FCV トラック	EV 軽トラック                      EV 小型トラック                      EV タクシー	HV トラック                      HVバス (路線)
補助率:HVは、通常車両との差額の1/3 EVは、車両価格の1/3 (バス)、1/4(トラック・タクシー)、急速充電器は1/2(充電装置のみの場合1/4) FCVは、車両価格の2/3			

事業用自動車における電動車の集中導入を促進するとともに、  
 自動車メーカーによる開発を促進

運送事業者において、電動車の集中導入が促進されるとともに、併せて充電設備の  
 設置が進むことにより電動車の導入環境が整備され、事業用の電動車の市場が創  
 出されるとともに、自動車運送事業におけるCO2削減が進む。

計 約82億円

## ① 空港脱炭素化推進計画の策定支援

各空港における脱炭素化に向けた目標や取組内容等をまとめた空港脱炭素化推進計画の策定に対して補助を行う。

## ② 設備導入支援・モデル実証等

空港の脱炭素化に向けて、空港関係者や脱炭素に関わる事業者等が、太陽光発電等の再エネ設備（蓄電池含む）やEV・FCVステーションを整備することや、空港車両のEV・FCV化、空港ビル照明・空調の効率化等について効率的な設備導入を行うためのモデル実証を行うことに対して補助を行う。また、庁舎等における太陽光発電の導入を推進する。

## ③ 整備マニュアルの作成・将来構想の検討

再エネ・省エネ設備の導入・整備に際して、空港の特性を踏まえた安全性等の確認や航空機・空港施設への影響などの考慮すべき事項等をまとめた整備マニュアルを作成するとともに、今後の社会構造の変化を見据えた場合に想定される将来的な空港脱炭素化のあり方について検討を行う。

## ④ 実施計画策定支援・再エネ活用型GPU等導入支援【環境省連携】

空港の脱炭素化に向けて、事業主体・採算性・空港関係者の連携強化等の検討を行い、各空港の特性に応じた具体的な計画の策定及び事業体制の構築を行うとともに、駐機中の航空機への電気・冷暖房の供給について、従来の航空機燃料を活用したAPUから空港の再エネ由来電力の活用が可能なGPU等への切替に対して補助を行う。

## ⑤ 航空灯火のLED化や誘導路の整備【既存の取組の促進】

老朽化更新に合わせて航空灯火のLED化や誘導路の整備を行う。

新規  
事項

# 下水道事業における脱炭素化の推進

- 温室効果ガス削減効果の高い創エネ事業等を集中的に支援するため、下水道脱炭素化推進事業(個別補助)を創設
- 下水道事業のグリーン化を推進するため、技術開発からアドバイザー派遣制度による案件発掘・形成、脱炭素化に資する施設整備まで一体的に支援することにより、下水道事業の脱炭素化を加速

## 背景・課題

- バイオマス資源としての下水汚泥の有効活用による創エネの取組推進による、カーボンニュートラルに対する更なる貢献への期待
- グリーン社会の実現に向けて、下水道インフラの電力使用量や温室効果ガス排出量削減の更なる推進が必要

## 内容

- 技術開発、案件発掘(アドバイザー派遣)から、実現可能性調査、施設整備までを一体的に支援
- 温室効果ガス削減効果の高い創エネ・一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)対策を集中的に支援する下水道脱炭素化推進事業(個別補助金)を創設し、下水道事業の脱炭素化を加速

### 技術開発

#### 下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)

- 革新的な創エネ・省エネ技術の現地実証を支援

### 案件発掘

#### アドバイザー派遣制度(行政部費)

- 下水汚泥や地域バイオマスを活用した創エネ事業等の実施可能性のある地方公共団体に専門家等を派遣し、案件発掘

### 案件形成

#### 実現可能性調査支援(交付金、下水道事業調査費等)

- 地方公共団体のFSを支援し、案件形成を促進

### 施設整備

#### 下水道脱炭素化推進事業(個別補助金)※

※令和4年度創設

- 温室効果ガス削減効果の高い創エネ・一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)対策を集中的に支援

#### 創エネ事業

##### 汚泥消化・バイオガス発電

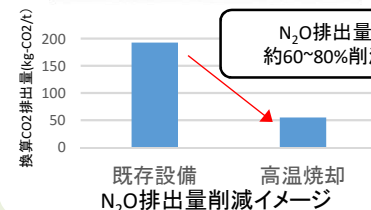


##### 固形燃料化



#### 一酸化二窒素対策

##### 汚泥焼却の高度化

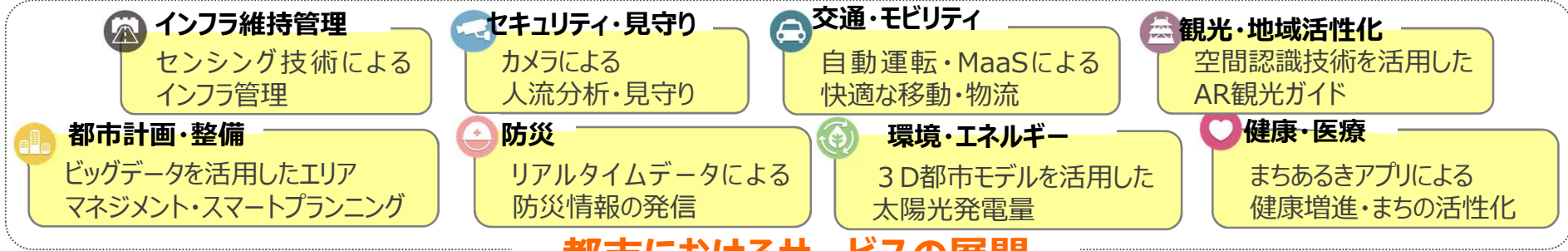




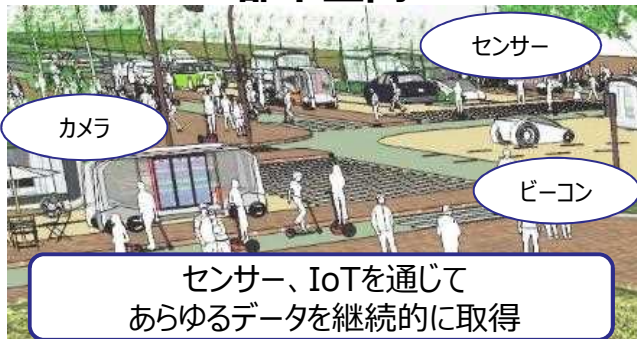
全国の牽引役となるモデルプロジェクトとして、地域のスマートシティ実行計画に基づき、データや新技術を活用した先進的な都市サービスの実装に向けて取り組む実証事業を支援。

スマートシティ実装化支援事業  
補助 **2.65** 億円

## スマートシティのイメージ



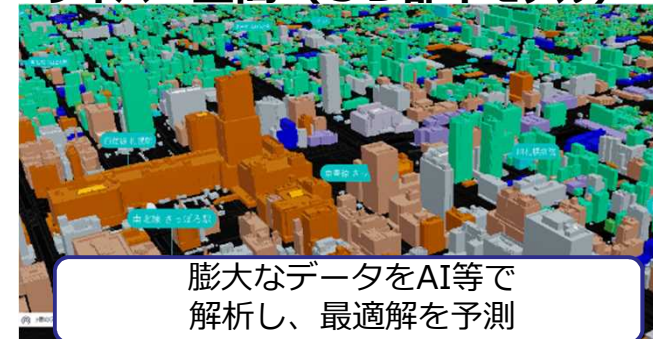
### 都市空間



### 都市におけるサービスの展開



### サイバー空間 (3D都市モデル)



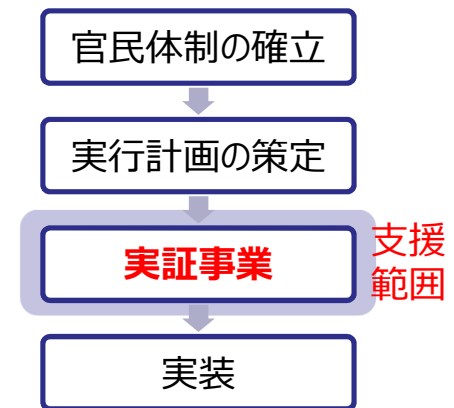
## 補助要件等

- 支援条件** : ①応募者が民間事業者等及び地方公共団体を構成員に含む協議会(コンソーシアム)であること。  
②都市・地域のビジョン、取組内容等を記載した「スマートシティ実行計画」を策定、**コンソーシアムがHPに公開**。

- 支援対象** : スマートシティ実行計画に基づく、社会実装に向けた実証事業(2,000万円上限 (**定額補助**))  
※実行計画に基づく取組のコンソーシアム負担額が国の補助額を上回ること

**選定方法** : 内閣府が設置する合同審査会(有識者会議)の評価を経て、決定

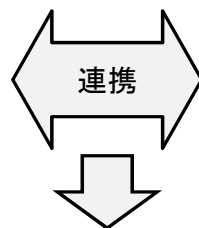
## <実証事業の流れ>



我が国のCO2排出量の約6割を占める産業の多くが立地する港湾において、水素・燃料アンモニア等の大量・安定・安価な輸入を可能とする受入環境の整備や、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化、集積する臨海部産業との連携等を通じて、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルポート(CNP)を形成し、我が国全体の脱炭素社会の実現に貢献する。

## ■「CNPの形成に向けた検討会」の開催

- 目的: CNPの形成に向け、港湾が果たすべき役割や施策の方向性等について整理。
- 構成: 有識者委員、国土交通省港湾局  
(オブザーバー資源エネルギー庁、環境省、国土交通省総合政策局、海事局)
- 令和3年12月 「CNP形成促進に向けた施策の方向性」と「マニュアル(初版)」を公表



## ■各港におけるCNP検討会等の開催

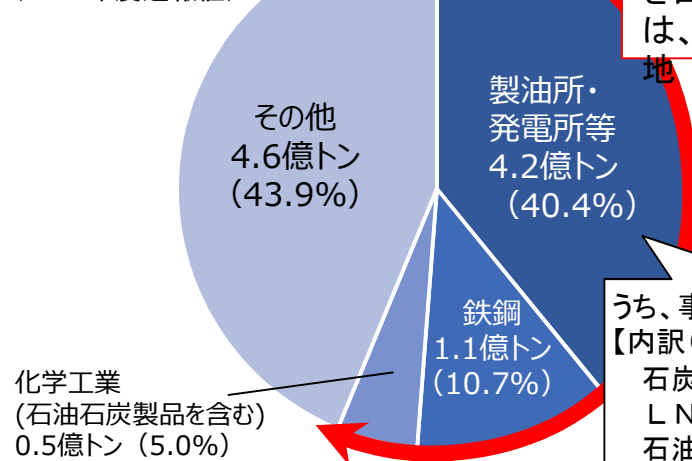
- 目的: 各港湾においてCNP形成に向けた具体的な検討等を実施。
- 構成: 国土交通省地方整備局、港湾管理者、地元自治体、港湾利用・立地企業、地元経済・業界団体等
- 開催状況(令和3年1月～)  
令和2年度に、先行的に、6地域の7港湾で開催。  
令和3年度から、2地域、10港湾で新たに開催。  
※地方整備局等が主催しているものについて記載 ※令和3年1月時点

## CNP形成計画の策定・全国展開へ

製油所・発電所や産業が集積する港湾

### CO<sub>2</sub>排出量

(2020年度速報値)



CO<sub>2</sub>排出量の約6割を占める産業の多くは、港湾・臨海部に立地

うち、事業用発電は約3.9億トン【内訳(港湾局推計)】

- 石炭 約2.3億トン
- LNG 約1.3億トン
- 石油等 約0.2億トン

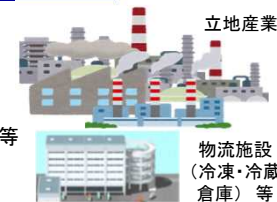
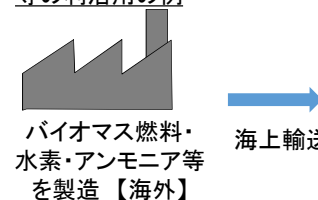
計10.4億トン

出典: 国立環境研究所HP資料より、港湾局作成

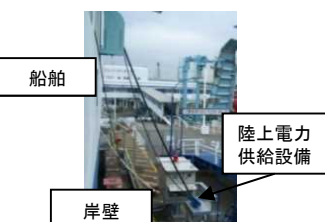
## CNP形成に向けた取組の例

港湾を経由した水素・アンモニア等の利活用(製造・輸送・貯蔵・利用等)(イメージ)

※企業による水素・アンモニア等の利活用の例



### 船舶への陸上電力供給の推進



接岸中の船舶への電力供給(陸電)を、化石燃料からカーボンニュートラルな電力に切り替える

### LNG/バンカリング拠点の形成

LNG/バンカリングのイメージ



出典: セントラルLNGマリンフューエル

伊勢湾・三河湾エリア(2020年10月～) 東京湾エリア(2021年度事業開始予定)

### 水素等の活用の検討



自立型水素等電源 出典: パナソニックHP  
荷役機械等の低・脱炭素化(ハイブリット型、水素燃料電池化等)

# カーボンニュートラルポート(CNP)形成計画の策定に対する支援制度の創設

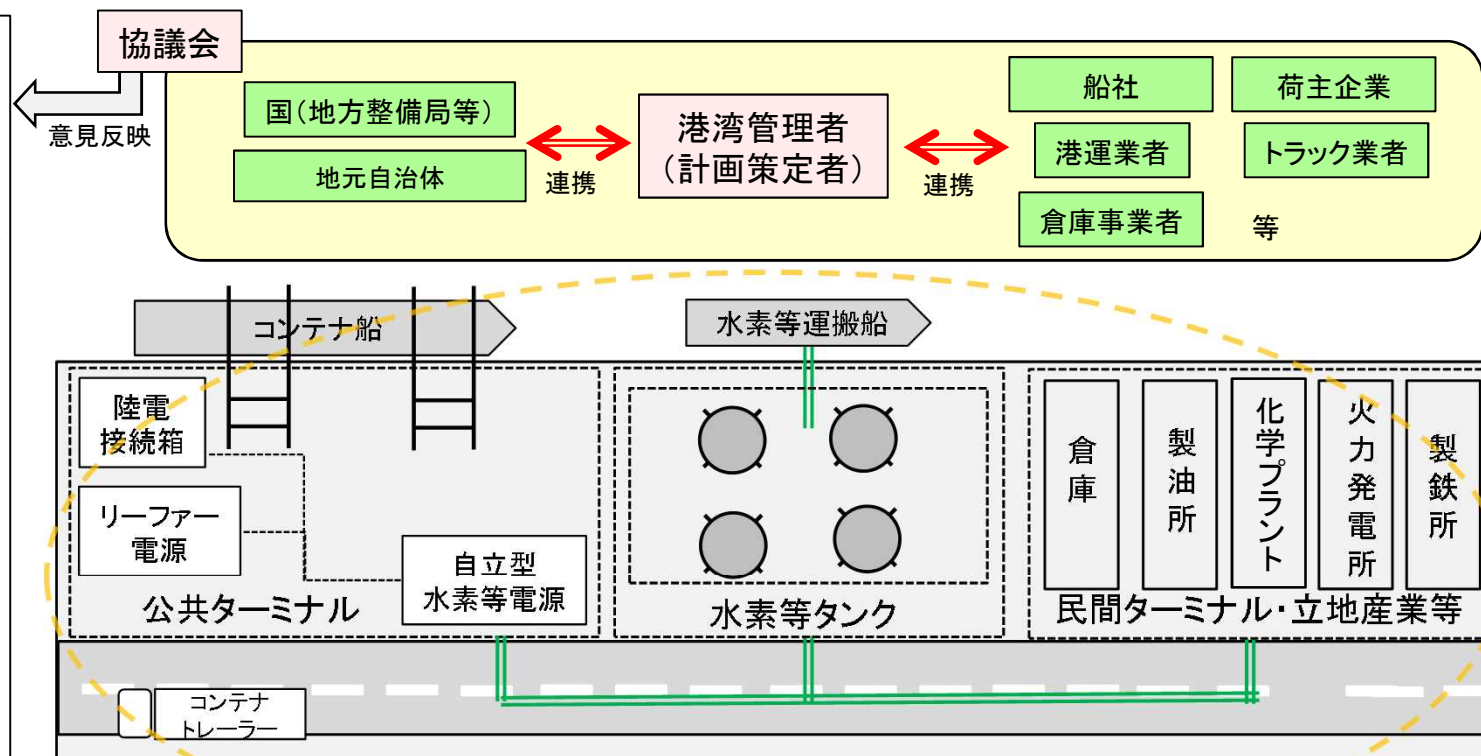
## 背景・目的

- CNP形成計画は、港湾におけるカーボンニュートラルの実現のため、国の方針に基づき、各港湾において発生している温室効果ガスの現状及び削減目標、それらを実現するために講じるべき取組、水素・燃料アンモニア等の供給目標及び供給計画等を取りまとめたもの。
- 策定主体は、港湾管理者。関係事業者等が参画する協議会の設置が望ましい。
- 対象港湾は、国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾を基本とする。地方港湾においても策定を推奨。
- CNP形成の取組を加速させるため、当該計画策定及び変更、港湾計画への反映に係る支援制度を創設。

CNP形成計画(国の方針に基づき関係者の協力を得て港湾管理者が策定)

### 【CNP形成計画の主な記載項目】

- ✓ CNP形成計画における基本的な事項(CNP形成に向けた方針、計画期間、目標年次、対象範囲、計画策定及び推進体制等)
- ✓ 温室効果ガス排出量の推計
- ✓ 温室効果ガスの削減目標、削減計画
- ✓ 水素・燃料アンモニア等供給目標及び供給計画
- ✓ 港湾・産業立地競争力の強化に向けた方策
- ✓ ロードマップ
- ✓ 対策の実施・進捗管理・公表(計画の実施、進捗管理、公表の手法)



CNP 形成計画は、公共ターミナルにおける取組に加え、物流活動や臨海部に立地する事業者の活動も含め、港湾地域全体を俯瞰して面的に策定することを想定。

※「CNP形成計画策定マニュアル」(初版)を作成(2021年12月)

# カーボンニュートラルポート(CNP)形成に関する高度化実証

## 背景・目的

- 脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化に向けて、技術開発の進展等に応じた新技術等を順次導入していくこととなる。
- 港湾に様々な新技術を安全かつ円滑に導入するため、技術上の基準等について、実地での導入実証を含め検証する。

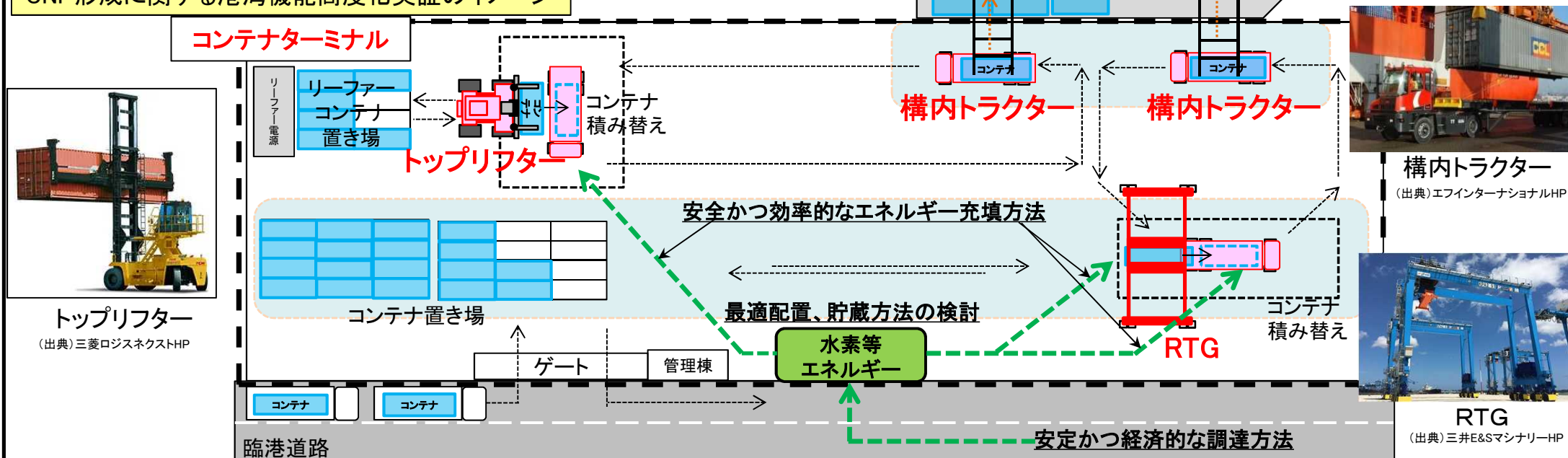
## 実証のイメージ

コンテナターミナルにおいて、水素燃料電池搭載RTG等の脱炭素型荷役機械に関する実証を実施  
 (1年目: 事前調査、ロードマップの作成等、2年目以降: 現地実証等)

### <主な検討内容>

- ✓ CNPの形成に資する新技術等を有する荷役機械を導入する際に必要となる安全対策
- ✓ 同荷役機械のオペレーションに必要な水素等エネルギーの調達・貯蔵・充填等の安全性・効率性・経済性
- ✓ 同荷役機械の導入による温室効果ガス削減効果
- ✓ 同荷役機械等の最適配置

### CNP形成に関する港湾機能高度化実証のイメージ



都市再生整備計画事業等において、車中心から人中心の空間に転換し、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の創出に向けて、歩行空間の拡大や公共空間の芝生化、民間用地を活用した公共空間の整備などを重点的・一体的に支援する事業

**事業主体等** 【交付金】市町村、市町村都市再生協議会 【補助金】都道府県、民間事業者等  
 国費率：1 / 2

**施行地区** ① 都市再生整備計画事業の施行地区、かつ、  
 ② 都市再生特別措置法に基づく滞在快適性等向上区域（周辺整備事業実施地区を含む）

## 対象事業

**【基幹事業】**  
 道路、公園、既存建造物活用事業 その他、既存ストックの修復・改変メニュー

**【提案事業】**  
 事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）



- ウォーカブルな空間整備
  - 道路、公園、広場等の既存ストックの改修・改変
  - まちなかウォーカブル区域を下支えする周辺環境の整備  
 例) 街路の広場化、バリアフリー環境の創出、公共空間の芝生化・高質化、水辺周辺のプロムナードや水上デッキ 等
- アイレベルの刷新
  - 沿道施設の1階部分をリノベーションし、市民に開かれた民間による公共空間の提供
  - 1階部分の透明化等の修景整備  
 例) 沿道施設の1階部分の開放、市民に開かれた公共空間の提供 等
- 滞在環境の向上
 

『滞在環境整備事業』において支援

  - 滞在環境の向上に資する屋根やトランジットモール化に必要な施設等の整備
  - 滞在環境整備に関する社会実験やコーディネート等の調査  
 例) 社会実験の実施、デザイン検討・利活用施設の導入 等
- 景観の向上
  - 景観資源の活用  
 例) 外観修景、照明施設の整備、道路の美装化 等

# ウォーカブル推進税制

- 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成を目指す区域（滞在快適性等向上区域）において、**民間事業者等（土地所有者等）**が、市町村による道路、公園等の公共施設の整備等と併せて**民地のオープンスペース化や建物低層部のオープン化**を行った場合に、**固定資産税・都市計画税の軽減**措置を講じる。

特例措置の内容（～令和4年3月31日 ※令和4年度税制改正により適用期限を2年間延長予定）

## ① 民地のオープンスペース化に係る課税の特例

【土地（固定資産税・都市計画税）・償却資産（固定資産税）】

- オープンスペース化した土地（広場、通路等）及びその上に設置された償却資産（ベンチ、芝生等）の課税標準額を5年間 1 / 2 に軽減

<適用イメージ>

民地をオープンスペース化（例：広場化）し、公共空間を拡大



税制特例適用箇所



「居心地が良く歩きたくなるまちなか」のイメージ



## ② 建物低層部のオープン化に係る課税の特例

【家屋（固定資産税・都市計画税）】

- 低層部の階をオープン化した家屋（カフェ、休憩所等）について、不特定多数の者が無償で交流・滞在できるスペースの部分の課税標準額を5年間 1 / 2 に軽減

<適用イメージ>

建物低層部をオープン化（例：ガラス張り化）し、公共空間を充実



税制特例適用箇所

# コンパクトシティ形成支援チームによる省庁横断的な支援

- コンパクトシティの推進に当たっては、医療・福祉、地域公共交通、公共施設再編、中心市街地活性化などの**まちづくりと密接に関係する様々な施策と連携し、整合性や相乗効果等を考慮しつつ、総合的な取組として進めていくことが重要。**
- このため、まちづくりの主体である市町村において施策間連携による効果的な計画が作成されるよう、関係府省庁で構成する「コンパクトシティ形成支援チーム」を通じ、**市町村の取組を省庁横断的に支援。**



## コンパクトシティ形成支援チーム (H27.3設置)

国土交通省〔事務局〕

『まち・ひと・しごと創生総合戦略』  
(H26.12.27閣議決定)に基づき設置

内閣官房／内閣府 | 復興庁 | 総務省 | 財務省 | 金融庁  
文部科学省 | 厚生労働省 | 農林水産省 | 経済産業省 | 環境省

府省庁横断的な支援

コンパクトシティ化に  
取り組む市町村

(支援チームの主な取組)

### 現場ニーズに即した支援施策の充実

- 市町村との意見交換会等を通じ、**施策連携に係る課題・ニーズを把握**
- 関係府省庁において関係施策が**連携した支援施策**を具体的に検討し、**制度改正・予算要求等に反映**

→ “横串”の視点での  
施策間連携を促進

### モデル都市の形成・横展開

- 他の市町村のモデルとなる都市の計画作成を関係府省庁が連携して**重点的にコンサルティング**
- 人口規模やまちづくりの重点テーマ別に**類型化し、横展開**

→ 具体的な効果・事例を  
目に見える形で提示

### 取組成果の「見える化」

- コンパクトシティ化に係る**評価指標**(経済財政面・健康面など)を開発・提供し、市町村における**目標設定等を支援**
- 市町村の取組の進捗や課題を関係府省庁が**継続的にモニタリング・検証**

→ コンパクトシティの  
取組の実効性を確保